

令和7年度第2回札幌市コンプライアンス委員会議事録

【日 時】 令和8年3月3日（火）午後1時30分～午後3時10分

【場 所】 市役所本庁舎9階 市長室会議室

【委員出席者】 鈴木 光 委員長、毛利 節 副委員長、河森 計二 委員、
中川 晶比兒 委員、二本柳 宏美 委員

【市側出席者】 総務局行政部長、総務課行政監察担当課長、コンプライアンス推進担
当係長、職員部人事課調査担当課長、サービス担当係長 ほか

【会議内容】

1 この会議の非公開について

この後の議題は、個人情報等を含む具体的な事案内容が話題となることから、札幌市コンプライアンス委員会規則第4条第5項本文の規定により、原則どおり非公開とすることについて、各委員の了承を得られた。

2 公益通報等の運用状況について

事務局から、公益通報の運用状況及び職員の不正行為に関する情報の取扱いの運用状況（資料1・2）について報告があった。

3 職員に対するパワーハラスメントについて

(1) 通報の概要

職員は、同僚職員に対し、執務室内や関係者の面前で不要な叱責などのパワーハラスメントを行った。また、同僚職員以外の関係者に対しても、不適切な発言を行った。

(2) 調査結果の報告

職員自身が強い口調で話したことは認めているが、職員と同僚の間に優越的な関係があるとは認められず、関係者の供述からも業務上必要かつ相当な範囲を超えていたかどうかを判断することはできないことから、パワーハラスメントとして認定できないとの報告があった。

また、同僚以外の者に対する言動についても、以前に外部からの申し出を受けたことをきっかけに、所属において注意指導を行った結果、改善が認められており、

新たに注意指導を要する言動は確認されなかったとの報告があった。

(3) 質疑応答

報告後の主な質疑応答は次のとおり（○：委員、●：市の関係部局）。

- 当該職員とパワーハラスメントを受けたとされる同僚の間に、優越的な関係はないのか。
- 同じ一般職であるほか、同僚の方が年長で経験年数も長いことから、当該職員は同僚に対し優越的な立場にないと判断した。
- 外部に向けて行ったアンケートの回答の中に当該職員の発言に関するものがあったとのことだが、これについての事実確認は行ったのか。
- アンケート実施の数か月前に、外部から当該職員の発言について同趣旨の申し出があったため、所属から当該職員に対して、注意指導を行った。その後、当該職員の言動に改善が認められたため、回答記載の事実は注意指導以前のことであると推認した。

なお、議事終了後、委員から、今後の調査に当たっては、より丁寧な事実確認に努めるよう意見があった。

4 職務執行中の暴力、暴言等について

(1) 通報の概要

職員は、業務時間中、複数の同僚職員に対して、業務上必要のない暴言を繰り返していたほか、特定の職員に対しては、一度胸倉を掴む暴行を加えた。

また、事案が発生した所属において報告や職場環境の改善に向けた対応がなされていないなかった。

(2) 調査結果の報告

暴言を発したとされる職員及びこれを受けたとされる職員にヒアリングを行ったところ、一部発言の事実は確認されたものの暴言と評価されるような態様ではなく、非違行為とは評価できなかった。一方で、胸倉を掴む暴行については、行為者がこれを認めており、供述の内容が行為を受けた者の申し出と大きな相違はないことから、事実と認められるため、是正措置を講じた旨報告があった。

また、これらの事態に対して、所属は関係者の面談や必要な指導を行っていたとの報告があった。

(3) 質疑応答（○：委員、●：市の関係部局）

- 双方の間に立場上の差はどれくらいあるのか。
- 同じ職位で、経験年数の差もわずかである。
- パワーハラスメントに該当するかどうかというのもあるが、そもそも他者への

配慮に欠けていると思われるので、組織としては、普段の言い方も含めて、細やかに対応すべきと考える。

- パワーハラスメントの該当性判断に当たり、発言する側にパワーハラスメントの意図はないから該当しないと判断したのか。
- 聞き取りの中で、当該職員から発言の意図の説明としてあったことから、記載した。
- 発言の意図は除外理由にならない。司法判断の有無についても、同様である。調査に当たっては、該当性判断の基準を適切に認識されたい。
なお、議事終了後、調査内容を確認し、該当性判断について適切になされていることを確認した。

5 業務時間中のスマートフォンの使用及び離席について

(1) 通報の概要

職員は、業務時間中に、合理的な範囲を超えて私用のスマートフォンを操作していたほか、時間外勤務中も同様の行為を行っていた。また、時間外勤務中には、長時間にわたり職場を離脱していた。

(2) 調査結果の報告

スマートフォンの使用については、家族からの連絡のほか、業務に関する調べ物のために操作していたものであり、職務専念義務違反となる合理的な範囲を超えるものとは認められなかったとの報告があった。

時間外勤務中の長時間離席については、当該職員の業務の特性上、日中や時間外も含めて打合せのために他の課に出向く必要から離席していたものである。また、時間外に喫煙のため庁舎外に出ることもあったが、申請された休憩時間内であったり、実際よりも勤務の終了時間を前倒して申請するなどしており、職務専念義務違反や時間外勤務手当の不正受給に当たるものではないとの報告があった。

ただし、実際よりも勤務の終了時間を前倒して調整することは適切ではないことから、当該職員に対して、今後は休憩時間を追加するなど適正な申請をするよう指導を行ったとの報告があった。

(3) 質疑応答（○：委員、●：市の関係部局）

- 勤務時間内の私用スマートフォンの使用について、内規等はあるのか。
- 明文化したものは無い。
- 詳細な離席記録が提出されているが、これ自体にどの程度の信憑性があると考えているのか。
- 記録が正確であることを前提とした上で、事実の調査に当たった。

6 その他

(1) 議事録について

議事録は、通報者保護の観点等から、事案、質疑等の要旨とすることについて、各委員の了承を得られた。